

ハイデルベルク信仰問答より

問 110 第八戒で、神は、どのようなことを禁じているのですか。

答え 神は官憲が罰する盗み、強盗だけを禁じているのではなく、あらゆる不正なごまかしやたくらみも、盗みと呼んでいるのであります。暴力によるにしても、権力を口実にするにしても、不正な目方、寸法、人を欺く広告あるいは商品、偽造貨幣、法外な利息、あるいはそのほか神によって禁じられている手段によって、隣人のものを自分のものにしようと試みることであります。神はまた、一切の貪欲、悪用、賜物の浪費を禁じているのであります。

〔別訳〕

神は権威者が罰するような盗みや略奪を禁じておられるのみならず、暴力によって、または不正な重り、物差し、升、商品、貨幣、利息のような合法的な見せかけによって、あるいは神が禁じている何らかの手段によって、わたしたちが自分の隣人の財産を自らのものにしようとするあらゆる邪悪な行為または企ても、盗みと呼ばれるのです。さらに、あらゆる貪欲や神の賜物の不必要な浪費も禁じておられます。

第八戒 盗んではならない。(出 20:15)

第八戒は「盗んではならない」という短い教えですが、その適用範囲は広いです。神はあらゆる「盗み」を嫌われるというのです。その根本的な理由は、「盗み」とは不法に権利を略奪する行為であり、ある人が元々保有していた所有権が正当な理由なく奪われることになるからでしょう。神は人間社会に法を定め、様々なモノの権利の所在を明確化し、社会的秩序を保とうとしておられます。「盗み」とは、法を逸脱した権利の侵害、秩序の破壊と言えるでしょう。

「官憲が罰する盗み、強盗」は、最もイメージしやすい「盗み」であり、事件性があります。宝石店への侵入、銀行強盗、空き巣狙いなど、日常的にニュースになっている類のものです。

一方、「あらゆる不正なごまかしやたくらみ」も「盗み」の一種として、併記されています。まず、「暴力によるにしても、権力を口実にするにしても、不正な目方、寸法、人を欺く広告あるいは商品、偽造貨幣、法外な利息」というところをもう少し丁寧に読み解いてまいりましょう。ここでは、ペリーの注解に載せられている関連箇所が参考になります。

①暴力によるにしても、権力を口実にするにしても

兵士も、「この私たちはどうすればよいのですか」と言った。ヨハネは、「誰からも金をゆすったり、だまし取ったりするな。自分の給料で満足せよ」と言った。(ルカ 3:14)

ここでは、権力や腕力を傘に弱者から不当にお金を奪い取ることが「盗み」と言われています。

②不正な目方

主は人を欺く秤をいとい、正確な量り石を喜ばれる。(箴言 11:1)

利益を多く得るために、売買用の天秤や量り石に細工を施す商人がいたようです。日本で比較的最近起きた事例としては、巡回販売の灯油の量を「18 リットル」としながら、金額はそのままに若干少ない量を入れていた業者がありました。電車のキセル乗車や、高速料金削減のために大型車が普通車と機械に読み取らせる細工をすることなども、これに該当するでしょう。

③寸法

あなたがたは、正しい天秤、正しいエファ升、正しいバト升を用いなさい。(エゼキエル 45:10)

前述の内容と重複しますが、時代が変わっても同じ問題が起きていたことが分かります。神の民の間でもこういうことが行なわれていたのです。現代的に言えば、お米の価格を吊り上げるために過度な煽り報道をすることなどにもつながってきそうです。

④人を欺く広告あるいは商品

主は偽りの唇をいとう。真実を行う人を喜びとされる。(箴言 12:22)

現代も巧妙な手口で様々な詐欺が横行していますが、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」、嘘の投資案件は日常的に耳にするでしょう。最近では、メルカリで高価なブランド商品を販売していた人に、買い取った人から「偽物だった」と連絡が来て、しつこいから送り返してもらったところ、それが偽物だったという話もあります。人間はあらゆる分野で悪いことを考えつくのです。

⑤偽造貨幣、法外な利息

しかし、あなたがたは、敵を愛し、人によくしてやり、何も当てにしないで貸しなさい。(ルカ 6:35)

イスラエルには、同胞にお金を貸す場合は利息を取ってはならないという律法がありました(出 22:24)。しかし、この法の抜け道のように、異邦人からは法外な利息を取る「ユダヤ系」の人々もいます。「ゴイムからはいくらでも搾取してよい」という考え方は、そもそも律法の本旨ではないでしょう。二つの国の間に敵意を送り込み、戦争を興させ、両方の国に武器を売り、武器を買うための資金を提供し、そこに高利をかけ、担保を取り、返済不能に陥らせ、国家を破綻させる。そのような一連の流れが現代起きている戦争の背後にも存在します。

⑥神によって禁じられている手段によって、隣人のものを自分のものにしようと試みること

モノだけでなく、人を不法に搾取する問題もあります。子どもの誘拐、人身売買、奴隷貿易など、人権が全く無視されたことが歴史上行なわれてきました。

聖書の中には、ヘロデ王が兄弟の妻を娶ったことをバプテスマのヨハネが糾弾している箇所がありますが(マルコ 6:18)、法的に結ばれている夫婦の間に割り込むことも「盗み」に該当するでしょう。

本問答書では、更に「一切の貪欲、悪用、賜物の浪費を禁じている」という内容を加えています。これはどういうことでしょうか。

①一切の貪欲

そして、群衆に向かって言われた。「あらゆる貪欲に気をつけ、用心なさい。有り余るほどの物を持っていても、人の命は財産にはよらないからである。」(ルカ 12:15)

この主イエスのことばは、群衆の一人が「先生、私に遺産を分けてくれるように兄弟に言ってください」(ルカ 12:13)と訴えてきたところから出てきました。主イエスはこの人に、法的な正当性に基づいて兄弟と協議するよう進言することもできたかもしれませんが、もっと根本的な人間の心の問題にふれられました。お金によって心を惑わされないよう教えられたのです。本問答書が「貪欲」を「盗み」の一つに数えているのは、お金への執着心が諸々の「盗み」と根っこを同じくしているからなのでしょう。

②(神の)賜物の浪費

イエスは、弟子たちにも次のように言われた。「ある金持ちに一人の管理人がいた。この男が主人の財産を無駄遣いしていると、告げ口する者があった。そこで、主人は彼を呼びつけて言った。『お前について聞いていることがあるが、どうなのか。会計の報告を出しなさい。もう管理を任せておくわけにはいかない。』」(ルカ 16:2)

ここで言われている「賜物」とは、神から預かっているすべてのもの、時間、肉体、財産、能力、すなわち「人生全般」を表していると思われます。与えられた人生を無駄にせず、神から預かっているものに磨きをかけ、神と人のために用いていくべきことが教えられているのでしょう。賜物を地に埋めることもまた「神のものを盗んでいる」ことになるという意味だと思われます。

以上、「答え」の部分を読解してまいりましたが、結論として言えることは、一人びとりの人間が生きていくために必要なものを神は与えようとしているのであって、その権利を奪い取ることが戒められていると理解できます。神の御心に生きるころの幸せな人生を全うしてほしいと、主は願っておられるのです。また、私たちの生き方においても、そのように主が与えてくださったものを賢明に管理し、用い、増し加え、主にお返しすべきことに改めて気づかされます(マタイ 25:14-30「タラントのたとえ」)。いずれにせよ、私たちが持てるすべてのものは「神のもの」であり、隣人に与えられている「神のもの」もまた搾取してはならないのです。